

「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」改正のポイント

1 基本的事項

・専門家の意見

現在の流行地域における感染状況は、これまでにないスピードで急激な拡大を見せており、県内も再び感染者数の増加傾向が見られることから、予断を許さず、十分な警戒を行っていく必要がある。

⇒ 本格的な冬場を迎えるにあたり、「警戒基準値」を注視し、極力、行動制限を行うことなく県民が日常生活を続けられるよう、**取組を強化し感染拡大防止に努める。**

- ・迅速かつ適切な情報発信
- ・十分な換気など確実な感染防止策の実践
- ・体調不良時の早期受診の呼び掛け
- ・感染の連鎖の遮断

→ **感染拡大を最小限に抑え込み**

2 ステージの見直し（令和2年11月30日から）

感染拡大防止に向けたステージについて、ステージⅠからⅡへ引き上げる。

3 主な改正点

● 方針の「2」 県民・事業者・行政が連携して取り組む重要事項

(1) 迅速かつ適切な情報発信

- ・情報分析センターによる感染状況の分析と情報提供
- ・在留外国人、大学生等への情報発信
- ・「5つの場面」に潜むリスク、年末年始などの行事への注意喚起

(2) 「広島コロナお知らせQR」などの活用

- ・事業者による積極的な導入と、店舗利用時、県民が積極的にQRを読み込み

(3) 「新型コロナウイルス感染症取組宣言店」等の推進

- ・事業者による感染防止対策の徹底
- ・県民による積極的な「宣言店」、「広島積極ガード店」利用とその際のマナー

(4) 医療機関及び高齢者施設等でのPCR検査の徹底

- ・施設の従事者や重症化リスクの高い高齢者等を守り、安全性を確保

(5) インフルエンザ流行期に備えた新たな受診・相談体制

- ・「風邪かな？」と思ったら、かかりつけ医か「積極ガードダイヤル」へ電話

(6) 感染拡大の防止と積極的疫学調査の徹底

- ・クラスターの芽となり得る感染事例の囲い込み、幅広い検査

⇒ (4)～(6)は、「広島積極ガード宣言」（7月21日）に基づく取組であり、「徹底した感染拡大防止」の目的から、対処方針に重要事項として位置づけ

● 方針「3」、「4」の県民、事業者に対する要請 ⇒ 他地域への移動における警戒喚起

「都道府県が住民に対して不要不急の外出自粛を要請している地域、及び直近7日間の10万人当たり新規陽性者数が15人以上となっている地域への往来については、改めてその必要性を十分に検討し、慎重に判断すること。」を追記

● 方針の「5」施設の使用制限及び催物の開催停止の協力要請（1）

- ・飲食を伴うものの発声がないもので条件を満たす場合、収容率100%以内に緩和
（例）映画館 ・ マスク着用、シアター内の飲食禁止、十分な換気等を実施
- ・全国的な人の移動又は参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催は、所定のチェックリストにより、引き続き、県に事前相談【現行の取扱を継続】

4 施行期日 令和2年12月1日